

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>2 見積を徴した事業者の概要</p> <p>3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>本工事は新庁舎の完成引き渡し後に、部屋の運用の見直しにより実施する工事であるが、新庁舎開庁までに施工するためには、速やかに契約し工事を行う必要がある。</p> <p>4 特定の者を選定した理由</p> <p>「東光電気工事株式会社」は、今般完成した「岐阜県庁舎行政棟電気設備工事」の施工者である「東光・川北・ホクエー・杉浦特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）」の代表構成員である。</p> <p>「東光電気工事株式会社」はJVの代表構成員として、対象建築物の電気設備工事の中心的役割を担い、今回の施工部分を総合的に最もよく把握する者であり、本契約の目的を達することができるのは、この者しかない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。